

## 福島県障がい者スポーツ指導者協議会 部会則（準則）

### （目的）

第 1 条 福島県障がい者スポーツ指導者協議会（以下「協議会」という。）の運営を円滑にするため各部を設け、指導員の資質の向上を図るとともに競技団体等と連携し本県障がい者スポーツの振興を図ることを目的とする。

### （名称）

第 2 条 各部の名称は次のとおりとする。

- （1）福島県障がい者スポーツ指導者協議会専門部
- （2）福島県障がい者スポーツ指導者協議会〇〇支部
- （3）福島県障がい者スポーツ指導者協議会競技部

### （行動）

第 3 条 各部は第 1 条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）専門部  
指導員の資質向上、指導力向上のための各種講習会、研修会及び情報提供及び協議会に所属する指導員に対しての評価と指導
- （2）支部  
支部管内の自治体、各種団体等との障がい者スポーツ事業等の協力または共同開催
- （3）競技部  
障がい者競技団体との連携を深め、各部と協力し、選手の発掘、選手の育成、競技力向上、専門指導者の育成を図ると共に競技団体と協議会において情報交換と各競技の普及・振興及びコンプライアンスの倫理に基づき競技団体に対し、指導できる者。
- （4）公益財団法人福島県障がい者スポーツ協会（以下、「スポーツ協会」という。）の各種事業に対する協力
- （5）その他、各部の目的を達成するために必要な事業

### （組織）

第 4 条 各部は、次の会員をもって組織する。

- （1）専門部  
中級、上級、スポーツコーチ、障がい者スポーツトレーナー、障がい者スポーツ医の資格を持つ者で、指導者として積極的に活動している者
- （2）支部  
各支部管内に在住する指導員
- （3）競技部  
全国障害者スポーツ大会競技等の専門競技の知識、指導技術を持つ者

### （会員）

第 5 条 会員は、公認障がい者スポーツ指導員有資格及び障がい者スポーツ医からなる。

### （会費）

第 6 条 会費は別に定める年会費を納入しなければならない。  
ただし、障がい者スポーツ医は除く。

### （入会）

第 7 条 入会は、公認登録申請及び更新した者とする。

### （退会）

第 8 条 次の場合は退会とする。

- (1) 会員からの申し出があったとき
- (2) 当事者らに暴力や迷惑行為を行った者
- (3) 協議会の名誉を著しく汚した者

(部会)

第 9 条 各部は、部会を開催する。

2 項 部会は次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および予算に関する事項
- (2) 事業報告および決算に関する事項
- (3) 部役員の選出
- (4) その他必要な事項

3 項 部会は会員で構成し、部長が招集する。

- (1) 部会は3ヶ月に一度、定例で開催する。
- (2) 前項にかかわらず、部長が必要と認めたとき、または会員の3分1以上の要求があったとき開催する。
- (3) 部会の議長は会員から選出する。

4 項 部会は会員の半数以上の出席により成立する。委任状は出席として取り扱う。

5 項 部会の議決は多数決によるものとし、賛否同数の時は議長が決定する。

(役員)

第 10 条 各部の役員は下記のとおりとする。

- (1) 部長 (支部長) 1 名
- (2) 副支部長 1 名
- (3) 事務局長 (会計兼務) 1 名

2 項 役員は部会にて選出する。

3 項 会計は各部において決める。または事務局長が兼務してもよい。

4 項 役員の任期は2年とする。

5 項 役員は次の業務を執行する。

- (1) 事業計画の立案および予算の執行
- (2) 事業の執行に必要な委員会の設置、運営
- (3) その他、必要な業務の執行

6 項 役員会の議長は事務局長が行う

(監査役)

第 11 条 各部は会計監査役を1名置く。会計監査役は部会で推薦により支部長が委嘱する。

2 項 会計監査は各部の会計を監査し、部会にて報告する。

3 項 各部の会計報告は、収支予算、決算書、証拠書類、通帳の写しを協議会役員会において報告し、協議会総会において会員の承認をもらう。

(会計)

第 12 条 各部の会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

(会費金額)

第 13 条 会員の会費を年間1,000円とする。

※登録更新時の年間登録費に含まれている。

(届出の義務)

第 14 条 会員が、住所、氏名等の変更があったときは、直ちに事務局に届けなければならない。

付則

1 この規約は平成10年3月23日から施行する。

- 2 この規約は平成25年4月27日から施行する。
- 3 この規約は平成27年4月19日から施行する。